

イングランドのSpecial Educational Needs Coordinator (SENCO)の 養成とその業務上の課題

横 尾 俊
(教育研修情報部)

(要旨) イングランドでは、障害そのものではなく、障害のある子どもの学習における困難さに焦点をあてた教育が行われている(特別な教育的ニーズ教育;Special Educational Need)。この教育の中では、各 Primary school, Secondary SchoolにSpecial Educational Needs Coordinatorが配置され、その教育の牽引役となっている。その役割は、現在日本で進められている特別支援教育の中に位置付けられている特別支援教育コーディネーターと共通な要素が多く、我が国の特別支援教育に参考になるものである。本稿では、SENCOと特別支援教育コーディネーターの制度的位置付けの違いに留意しながら、Special Educational Needs Coordinator(SENCO)に焦点をあて、その養成とイングランドが行う特別な教育的ニーズ教育を牽引する役割を取る上での課題について報告した。

I. はじめに

イングランド*1では、1980年に障害児教育の名称を Special EducationからSpecial Educational Needs(これ以後はSENとする)に改め、子どもの障害の種別を根拠に教育を行うのではなく、障害のある子どもの学習における困難さと特別な教育的手だてに焦点を当てた教育を続けてきている。

このSENの制度の中では、すべての公立Primary schoolとSecondary schoolにSpecial Educational Needs Coordinator(以下SENCOと呼ぶ)が配置されている。SENCOは、校内の特別な教育的ニーズに関する業務全般にかかわり、イングランドが進めているインクルージョン教育の根幹となる役割を担っている。

非常に重要な役割を担うSENCOであるが、その業務量はきわめて多く、担当する教員の負担は大きい。そのため、SENCOの職務の位置付けについて再度考慮する必要があるとする報告もある¹⁾。

日本でも特別支援教育コーディネーターが各小学校、中学校に配置されることになり、今後本格的な取り組み予定である。我が国の特別支援教育コーディネーターとSENCOでは制度的な位置付けの違いにより、その役割や業務量には違いが認められるが、今後の特別支援教育の流れの中では、SENCOと同様の業務内容や負担についての課題を持つ可能性もあり、特別支援教育コーディネーター

の未来の課題を考える上でも、SENCOの現在の課題を考えることは重要であると考えられる。

また、これらの課題以外にも、SENCOの養成がどのように行われているのかは興味深い事柄である。現在の特別支援教育コーディネーターの養成は、各都道府県の教育委員会の主催する研修会等で行われており、資質などについては様々な文献等で言及されているが、制度の枠組みの中でその資格などは定められていない。イングランドのSENCOは、免許制度の枠組みの中で、その養成が行われており、そのカリキュラムは標準化されている。今後日本の特別支援教育コーディネーターに免許制度が導入される可能性は少ないが、行われている養成内容については、参考にすべき取り組みである。

本稿では、これらのことを踏まえながら、SENCOの免許制度とそのカリキュラムについて、SENCOが校内で業務を行う上で現在課題となっている点を中心に報告していきたい。

II. SENの概念

SENCOの具体的な内容に入る前に、SENCOが校内で従事するSENの概念について整理したい。

SENは、1978年のウォーノック報告書を受けて出された1981年教育法によって、診断された障害に焦点を当てるのではなく、教育的援助に焦点を当てる事をその教育の

*1 本稿で述べるSENCOはイングランドの制度である。ウェールズやスコットランドにも同様の制度があるが、違う部分がある可能性があるため、ここではイングランドに限定した。また、教育制度を司っているのは連合王国政府であるため、SENCOの詳細についてはイングランド、法律の制定に関する内容では連合王国と使い分けをしている。

基本的な概念とされた。この概念は、学習における困難さ (a learning difficulty) と特別な教育的手だて (special educational provision) で説明することができる。

SENのこの二つの具体的な概念については、1996年教育法の中で以下のように整理されている¹⁾。

1. 「学習における困難さ」とは、

- a) 子どもに、同年齢の子どもと比べて、学習において有意に困難さがある場合、
- b) 子どもが、学区又は学校にある施設設備を充分に利用できない困難さがある場合、
- c) 義務教育学校に就学する年齢以前で、上記のa)、b)の状態に当てはまる場合か、特別な教育的手だてがない場合、または、上記のa)、b)の状態になる可能性のある場合である。

2. 「特別な教育的手だて」とは、

- a) 2歳以上の子どもの場合は、同年齢の子どもに提供される教育に、さらに追加された教育、あるいはその教育とは異なる教育的手だてを特別な教育的手だてという。
- b) 2歳未満の子どもの場合は、全ての教育的手だてが特別な教育的手だてである。

このように、障害種別に規定されるのではなく、子どもの「学習における困難さ」と「特別な教育的手だて」を元に教育を組み立てるということを基本概念としており、インクルージョンを目標とした教育を行っている。そして、障害のある子どもを緩やかにPrimary school, Secondary schoolに統合する事を奨励しながらも、特別学校(日本でいう特殊教育諸学校)を否定するわけではなく、各障害に応じた学校をPrimary school, Secondary schoolとは別に温存しながら教育を行っている。在籍の割合についても、日本が0.6%に対してイギリスは1.1%と比較的高い割合を維持しており、連合王国政府としてはこの割合を低下させたいと考えているが、保護者のニーズなどにより、数値は維持されている。

また、近年の社会的な状況を背景として、SENの範囲を拡げる動きが見られるようになってきている。それは、イングランドに非英語圏から移民として移り住んできた家族の子どもである。

1996年教育法では、移民の子ども等で第一言語が英語でない家庭に育つという理由で、学習における困難さを示す場合には、「学習における困難さ」には含めないとされていたが、近年は、この位置付けについて見直す動きがあり、English as second language(ESL)もSENの範疇に含める動きがみられるようになってきている。

このようにイングランドのSENは子どものニーズを中心に考えてきている訳だが、概念規定としては若干曖昧な印象をうける。この学習の困難さには、障害のない子どもであっても、学習の困難さがあり特別な教育的ニーズがあれば、その対象となる可能性があるが、この範囲からは支援をすべきという線を明確に引くことができない。そこでは、現場の教員や、SENCO、校長、LEAなど様々な教育関係者の間での合意に基づいた判断を基盤とするため、一人一人に完全に均質な支援がされるとは限らない。いわば、教育的な支援を行う上では曖昧な範囲が存在するのである。そこでは予算や人的資源の制約をもふまえた個々の子どもへの周囲の者の判断が介在することとなる。

イングランドのSENの特徴としてよく知られているように、教育的ニーズが明確に必要であると判断された子どもに対しては、ステートメントが発行され教育的な手だてが提供されるべきであるという、いわばお墨付きが与えられる。しかし、この子どもが特別学校以外の小中学校に在籍する場合には、その学校の予算や人的資源の制約をうけることになり、ステートメントを保有するすべての子どもが手厚い教育的な手だてを得るわけではない。

したがって、曖昧な線引きの範囲にいる子ども(たとえば、ステートメントを保有するほどではないが、学習における困難さはある、特別な教育的手だてを必要とするであろう子ども)に対しても明確な教育的な支援の基準があるわけではなく、その内容についても個々の判断が求められる。

この曖昧に思われる線引きの範囲にいる子どもに支援するためにAction ,Action plus という段階を踏んだ教育的支援制度が用意されているが、この制度自体、学校とLEAの予算や人的資源の制約を受け、その範囲の中で支援内容を決めていくという手続きがとられている。

SENも教育制度であるので、そのシステムの中には、曖昧な部分や理解の難しい部分がある。このことは、その国の合意形成の仕方などの文化的な背景などが影響しているため、日本で考えられる制度的な枠組みだけで理解するには難しい部分がある。つまり、成文化された内容だけではわからない、いわばその国の暗黙の了解で成り立つ部分については、その部分を共有していない我々の理解では、何がわからないのかがわかりにくい、なかなか意識化しにくい事柄であるということができよう。

したがって、このSENという制度を単に障害児教育制度として理解するのではなく、イングランドの人々が持っている教育観などを参照しながら理解する必要があるように考えられる。

Ⅲ. SENCOの概要

SENCOは1994年に出されたCode of Practiceによって、役割が具体的に示された。その後2001年にCode of Practiceが改訂され、現在のSENCOの役割は、この内容に沿ったものとなっている。

イングランドのSENCO(Special Educationa Needs Coordinator)の役割は以下のものがあげられている³⁾。

- ・特別な教育的ニーズのある子どもの両親や他の専門家と連携を図ること。
- ・他の実践家（同僚教師）に対してアドバイスや支援をおこなうこと。
- ・適切なIEPが実施されることを確実にすること。
- ・特別な教育的ニーズのある個々の子どもに関連する背景情報を集めたり、記録したり、その情報を更新したりすること。

この他にも、子どもの得意・不得意についての詳しいアセスメントを率先して行ったり、子どもへの将来的な支援方法について同僚の教員と話し合いながら決めたり、教育活動のモニタリングやその後の評価を行ったりすることも役割とされている。

Code of Practiceの記述からはPrimary schoolとSecondary schoolのSENCOでは若干の役割の違いがあるが、その役割の違いは軽微であり、しかもその学校の校長の裁量によって縮小したり拡大したりする現状にある。またCode of Practice自体はガイドラインであり法的な拘束力があるわけではないので、学校によっては実際には行われていない機能もある。

SENCOは教育委員会の任命などによって派遣されるのではなく、その学校の教員が校長の権限により任命されている。したがって、任命される教員は基本的にSENCOとしての資質を認められる教員であり、校長のその教員に対する評価は高いということが予想できる。また、校長の裁量によっては、SENCOとしての手当が給与に上乘せされる場合もあり、それなりにやりがいのある役割であるということがいえる。

その一方で、この役割を担っている教員はSENの専門性を持った教員ではないことが多いために、新たなスキルを学習したり、関係者の調整を絶えず行ったりする必要があり、SENCOに任命されることに対して負担感を感じる場合も多い。この点については、日本の特別支援教育コーディネーターと同様の問題でいくつかの課題が指摘されている。この課題については後述するが、場合によっては任命によって学校をやめてしまう教員もいるなど、日本以上にその任命と養成には大きな問題が存在している。

Ⅳ. SENCOの養成

SENCOを担うためには資格が必要である。資格取得の要件は、Bachelor of education(BEd)を取得しているいることが第一の条件になる。

BEdは、大学にフルタイムであれば3年から4年、パートタイムであれば4年から6年で取得可能である。取得の仕方は該当コースに資格取得を申請し、単位を取得することで得ることが出来る。

SENCOの資格に関してはBEd取得の後に、PostGraduate certificate of educationの資格が必要である。この資格は、Teacher for the DeafなどのSENに従事する教員の資格よりも一段下の資格として位置付けられている。

表1 SENCO養成プログラムの例⁶⁾

Day 1	
9:00- 9:30	コースオリエンテーション
9:30-10:30	SENCOの役割
10:45-11:25	法律文書について
11:25-12:00	手だてにの概略作成と行動計画
12:00-12:30	メンタリンググループ
13:30-14:00	障害と手段
14:00-14:45	インクルージョンの基準
15:00-15:45	ポートフォリオの準備とニーズの分析
Day 2	
9:15-10:45	多様性の管理
11:00-12:30	IEP
13:15-13:45	メンタリング
14:15-14:30	記録
14:45-15:45	ポートフォリオ
Day 3	
9:15-10:30	すべての子どもの課題
10:45-11:45	ふるまいについて
11:45-12:30	メンタリング
13:30-14:00	生徒の参加
14:00-14:30	心配される子ども達
14:45-15:00	SEN/ English as an Additional Language (EAL)
15:30-15:35	実践研究「質問の骨組み」
Day 4	
9:00-10:30	低発生率のSEN(稀少障害)
11:00-12:00	保護者との連携
12:00-12:30	メンタリング
13:15-14:15	ティーチングアシスタントとの協働
14:30-15:00	保護者参加を考える
15:00-15:45	ティーチングアシスタント契約
15:30-15:45	評価
Day 5	
9:00-10:45	行動計画と自己評価(SEF)
11:00-12:00	SENAS
12:00-12:45	メンタリング
13:30-14:00	予算の影響
14:00-15:00	成功のためのリソースの管理
15:10-15:50	実践研究 2
15:50-16:00	評価

表2 SENCO養成プログラム Esseyの内容例⁶⁾

Day 1 Essey
<ul style="list-style-type: none"> ・序論 (250単語) ・学校全体の方針について (450単語)
Day 2 Essey
<ul style="list-style-type: none"> ・学習の個別指導と支援について (450単語) ・IEPのモニタリング (450単語)
Day 3 Essey
<ul style="list-style-type: none"> ・ふるまいへの支援 (450単語)
Day 4 Essey
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者との連携と生徒の参加について (450単語) ・サポートスタッフとの協働 (450単語)
Day 5 Essey
<ul style="list-style-type: none"> ・スタッフと資源について (450単語)
まとめのEssey
<ul style="list-style-type: none"> ・SENCOの役割に関連したテーマをたて、実践を基にした小研究についてレポートする。(約8000単語)

取得すべき具体的な内容はTraining and Development Agency for Schools(TDA)(The Teacher Training Agency (TTA) から2004年に改名) から出されているThe TTA National Standards for Special Needs Coordinators(SENCOs)⁹⁾に規定されている。これらの講習会はLEAが主催して行うのが一般的である。

ここでの内容は年に5日間の講習(表1)をうけることが義務づけられている。内容としては、講義とグループミーティング(研究協議)が組み合わされたもので、SENに関する内容を、この日程の中で総合的に説明され、それについて、各人の問題意識に応じた話題が話し合われる。

また、それぞれの講習日に指定講義に関するエッセイ(英単語で最大450字程度)が義務づけられており、講習終了後に更にそれらを総括するエッセイ(英単語で8000語程度)が科せられている(表2)。これらのEsseyはおもにこの講習会に関わる大学教員などが評価し、要件を満たしていない場合は資格が取れない。日本語の文字数で450単語や8000単語を考えると、ごく短い文章のように考えられるが、英単語1語は日本語の複数文字数にあたるので、その量はあまり少ないものとはいえない。

このように、SENCOの資格を取得するためには、講義や協議の他に小レポートと小規模な研究とレポートが求められる。特別学校教員資格の免許よりも、一段下のグレードの資格とはいえ、その内容は本格的なものであり、通常の職務を行いながら、この資格を取ることは容易なこと

ではない。

確かに、SENCOの資格を持ちSENCOを経験することで教頭や校長などの管理職にステップアップしていく教員もいるが、そういう成功例はそう沢山あるわけではない。

したがって、見返りを求めてSENCOを担当するということはあまり意味がない。しかも、その多量な業務ゆえにくつかの課題がある。次にSENCOの課題点を説明したい。

V. SENCOの課題

SENCOはSENを進めていくうえで重要な役割を担っている。そのため、その制度上の位置づけはよく考えられており、業務内容については、Code of Practice等に細かに説明されている。

そのため、その業務量は非常に多く、SENCOを担当する教員の負担は大きい。SENCOの制度が導入されてから10年が過ぎ、この過大な業務負担に対して、幾つかの課題が浮き彫りになってきている。Christopher(2005)は、SENCOが業務を行う上で以下の9つの点についての問題点をあげている²⁾。

1. 仕事量

近年SENCOの役割は増大し、その仕事の見通しが良くなる兆しは見られない。仕事の大半を占めるものは、IEP作成などに伴う書類作成や、LEAに提出する書類の作成などである。

こういった書類の作成の負担により、実際の子どもへの教育や校内の関係調整をはかる時間が圧迫され、本質的な業務が遂行しにくい環境になっている場合もある。

2. 時間

仕事量の増大とともに、業務に従事する時間も増大し、SENCOを担当する教員の負担となっている。

3. 責任

SENCOを担当する教員は、業務量が多いのにもかかわらず、その多くは選任ではなく、担任を持ちながら担当していることがほとんどである。したがって、本人は非常に負担を感じながらも同時に学級運営と、校内のSEN体制の維持を行っている場合がある。

問題なことは、この重責に対し、管理職などの理解が十分でないことが多く、心理的にも圧迫を感じていることも多い。

4. 様々な手続きと経過

校内のSENに関する業務の中で継続的に行わなければな

らない業務が多いため、処理すべき業務量が膨大なものになっていることをあげることができる。SENのあるすべての子どものIEPを作成し、その子どもにたいして行っている特別な教育的な手だてを記録し、その効果を評価し、また次のIEPの作成に役立てるという手続きをとる。

一連の手続きは、時間と手間がかかりSENCOの負担が大きい。

5. ステートメント

英国のステートメントは、発行された後も毎年見直されることになっている。この見直しの作業の中心とはなるのはSENCOであり、その業務量も非常に負担となっている。また、この作業はほとんどがペーパーワークであり、現在の状態の確認作業で、今後の新たな支援に結びつくことは少ない。そのため、SENCOにとってはあまり意味を見いだせない仕事であるために、心理的な負担が大きいようである。

6. チームワーク

SENCOは校内、郊外の様々な専門的なスタッフと連携をとりながら校内のSEN体制を維持していく必要がある。連携を行う対象としては

- ・ティーチングアシスタント
- ・校内の学級担任や教科担任
- ・教育、福祉、労働関係のサポートサービスの期間
- ・保護者

等があげられる。それぞれの連携の仕方では留意すべき点があり、SENCOの専門性に関わる案件となっている。

7. リーダーシップ

SENCOの業務を遂行する上ではリーダーシップは欠かせない。そのため、その位置づけにはそれなりの地位などの裏付けが必要となるが、必ずしもそうはなっていない。

8. 研修

SENCOの専門性の育成(Continuing Professional Development(CPD))については、政策的にも重要視されている事柄である。また、SENCOもその知識やリーダーシップスキルなどの育成に対しての研修を望んでいる。

9. 任命と担当の継続

これまで述べてきたように、SENCOの業務は多量で、それをこなす者の負担は大きい。そのため、校長からSENCOに任命された場合、進退問題と捉える教員も多く、この仕事をどのように考えるべきかに迷う教員も多い。実際にSENCOに任命された後に退職してしまう教員

もいるほどである。

また、継続してSENCOを担当することも教員にとっては、非常に迷う事柄であり、長い間SENCOを担当することには困難がともなう。

これらのSENCOの課題をみると、日本の特別支援教育コーディネーターの課題と一部重複する部分があることがわかる。たとえば日本の特別支援教育コーディネーターの業務上の課題として

- ・特別支援教育コーディネーターの役割が校内や保護者の中で十分に認識されていない
- ・校務との兼任でなかなかコーディネーターの仕事に手が回らない
- ・コーディネーター自身が特別支援教育の専門性を身に付けることが難しい
- ・役割が明確ではない

などがあげられているが⁷⁾、SENCOの課題と一部重複する部分があることがわかる。

今後、特別支援教育体制が進める上で、SENCOの事例を参考に業務内容の増大については、担当者の負担とのバランスを考え、注意深く見守る必要があるだろう。

VI. まとめ

本稿では、SENCOの概要、養成にかかわる手続き、現在の課題について述べた。このSENCOの制度上の位置づけは、日本の特別支援教育コーディネーターと違ったものだが、校内の障害のある子どもに対する支援体制を整えたり維持したりするなど似た機能を持つものである。したがって、SENCOの課題となっている事柄については、今後特別支援教育コーディネーターの課題としても浮上してくる可能性がある。

参考文献・引用文献

- 1) Educational Act 1996 (1996) <http://www.opsi.gov.uk/acts/acts1996/1996056.htm>
- 2) Christopher Robertson (2005)Time for the tinkering to stop,Special Children,9/10,
- 3) DfES (2001) Specilal Educational Needs Code of Practice http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo6/gjjiroku/001/05032901/006.htm
- 4) Teacher Training Agency (1998)National Standards for Special Education Neds Co-ordinators.London.TTA
- 5) Teacher Training Agency(1998)Using the National Standards for Special Education Neds Co-ordinators(SENCOs)

- 6) University of Birmingham School of Education (2005)
2005 PG certificate in professional studies(SENCO)
2005/06 Guidelines for students
- 7) 横尾俊・伊藤由美・植木田潤・松村勘由・西牧謙悟(2005)
「小学校・中学校の特別支援教育の推進に関する調査結果」調査報告書

謝辞

筆者は平成17年10月から6ヶ月間、文部科学省が所管する平成17年大学教育の国際化推進プログラムの資金を得て、イングランドの中部に位置するバーミンガム大学

教育学部に客員研究員（Visiting Scholar）として在籍することができた。

この期間に筆者は主にイングランドにおけるSENの現状と、聴覚障害児教育における読み書きについての研究動向を調査した。本稿では、その成果の一部であるSENCOについての現在の課題を中心に報告している。

研究所が多忙を極めている時期に、半年間業務を離れることを許可いただけたことは、研究者として非常に幸運であり、またこの事について、関係するすべての人々に感謝致したい。

Report of the training and the issue of roles of SENCO in England

Shun Yokoo

The National Institute of Special Education

The purpose of this paper is to review two topics. One is the training of Senco. England has the system of SENCO training and the certification. If teachers would like SENCO certification, they must take PostGraduate certificate of education. The training course consists of programs for five days. Teachers need to attend many lectures and write some essays within the set period.

Two is the issue of roles of SENCO. They are designated by their headteacher and undertake a role of supporting SEN status in their school. These roles are very important and sometimes a burden. Thus there are a few SENCO who resign. It is said that these issues are problems which should be taken into consideration.

These issues provide us with useful information of future of Special Support Education Coordinator in Japan.